

樋 口 晟 子

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文 第 188 号
学位授与年月日 平成14年3月7日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 「家族」と「個人」の相克

論文審査委員 (主査)

教授 高 城 和 義 教授 吉 原 直 樹
教授 鈴 木 淳 子
教授 長谷川 公 一

論文内容の要旨

第1部 男女平等とは何か

第1章 男女平等の問題点

本書の主題は家族との関わりにおける男女の平等のあり方を問うことである。200年以上も前に出された人間の平等を求める人権宣言が男女の平等を含むものでなかったことから、女性はあらためて平等を主張することを余儀無くされたのであり、20世紀になって漸くあらゆる女子に対する差別撤廃条約の制定をみるに至った。日本もこの条約の締結、批准を迫られ、その結果1986年に男女雇用機会均等法の成立をみるにいたり、1999年には男女共同参画法が制定され、男女平等への歩みは着々進んでいるように見える。しかし日本国憲法はその一四条ですべての国民の法の下での平等を規定し、さらに二四条は夫婦が同等の権利を有することを認めているにも拘わらず、差別撤廃条約が求める男女の平等にはいたっていないのが実状である。男の優位、女の劣位が感覚的にきめられて、俺が食わせてやっているという意識のもと男は外、女は内という性別役割分業意識が固定化される。

このような差別意識は単なる感覚でなしにその裏付けとして経済的自立の有無が問題になる。近来女性の就労意識が高まってきたが、そこで確立される経済的自立は出産を排除した男並み平等へと女性を駆り立てていくことになる。経済的自立をフルタイムの労働に求める考え方は現在の男子の労働を十全としてそれに女子労働を近づけようとするものになっている。男は仕事女は家庭という役割分業は、前者が社会的労働として経済的価値をもち、後者が私的労働として無償であるという経済的有用性を何よりも重視することによって男女の差別を生み

出すものになっている。

第2章 女子差別撤廃条約とフェミニズムイデオロギー

男女雇用機会均等法は、全ての女性を労働へ引っ張りこむことによって文化の生態系を破壊するという反対にたいして、当時の婦人少年局長は「家庭にいる女性の首に縄をつけて引っ張るものではない」と反論しているが、女子差別撤廃条約は労働することを女性の権利とするものであり、このような反論では抑えられない。一方には家庭にいることに幸福な主婦像を描き出す主張がでてくる。

石垣綾子の主婦第二職業論に端を発する主婦論争は、家事労働に賃金評価を求める第二次論争から主婦こそ生きがいとする第三次論争へと進んだが、女性が幸福な主婦像に甘んじようとするれば経済的自立からはみだし、それを受け入れれば幸福な主婦像からは遠ざかるという矛盾の中に追い込まれる。

男女の平等を求める運動または理論がフェミニズムである。上野千鶴子によればこのフェミニズムは一、社会主義婦人解放論、二、ラディカルフェミニズム、三、マルクス主義フェミニズムに限定されるが、水田珠枝は人権に基づく平等主義思想を生み出した近代フェミニズムを評価している。人間解放を求めるマルクス主義はその限りで女性解放論をその延長上におくと考えられるが、私見ではマルクスが家族の問題を十分に考慮していない点に問題があると考えられるものである。ドノヴァンの「マルクシストの再生産論議での、ある奇妙な欠落、すなわちいま行われているような生物学的再生産、もしくは子供を生むという労働の疎外的な局面を照準しそこなっている」という主張を評価するものである。

第3章 市民運動とフェミニズム

フェミニズムは実践的な運動としての意味が強調される。男女の平等は200年来求められているが、社会運動としては積極的に評価されない。フェミニズムは複数の人間が女性解放という目標を持つ限りでは社会運動であるが、変革のために行動する運動としては十分な条件を備えていなかった。とはいえ女性は抑圧された状態にあると認識され、それからの解放が求められる。資本主義体制の抑圧からの解放を求めてなされる労働運動過程の女性の解放運動は明確でない。女性が働く権利を持つことで抑圧からの解放とみる立場が強調されることになる。また性別分業の固定化からの解放は母性機能の維持の如何と関わるものとなり、その解放への道は容易ではない。

家を離れることに解放の道を見出せない主婦は所謂活動専業主婦として、所謂市民活動に不満の捌け口を求める。夫に代わって、あるいは働く女性に代わって社会変革のための活動の意義が強調される。夫に経済的負担を依存して活動することにある程度夫との対等性を見出すことが出来るが、働く女性と活動専業主婦の間の対等性は見出し難い。女性解放は如何なる形で求められるものだろうか。異質であることを前提として平等とは何か求められなければならない。

第4章 個人と家族と平等

人間はただ男として女として存在しているわけではない。人は色々な仕組みの中に存している。その中でもっとも問題になる仕組みが家族である。性別役割分業の固定化は男女の対の関

係においてより明確化される。男女の性差別は家族の維持という機能において、女性が生殖機能をもつことによって生ずる。家族は両性の合意のもとに自由で平等な個人の結合として成り立つものとされているにも拘わらず、家族を構成することがその役割分担において差別を生み出す原因となっている。

ところで人間は理性的動物として人権の思想を生み出した。人間の平等は人権が保障されて初めて成立しうる一つの概念である。人権を持つ個人の尊厳が守られることが人類普遍の原理である。人権概念が提起されて以来その現実化こそが課題となった。人間は一般には男か女として存在するのであり、女性を少数者として特殊化する必要はない。男と女の間には強者と弱者の関係を作ってはならない。われわれにとって人間として守られるべき最低の基準は人権であり、人権か平等かという二者択一は成立しない。

最近頻発している世界各地の紛争で、先ず保護すべきは女、子どもというように一括される立場におかれるのが女性であるが、平等であるためには女性を弱者として保護する理由はない。したがって日本の自衛隊がその人員の採用について男性優位の逆クォーター制をとることを憲法違反とする主張がでてくる。この議論は平等論者によって絶えず繰り返されてきたのであるが、数の上の平等が女性の妊娠、出産機能による戦闘能力に対する効率の悪さと対立するものとなる時、女性はまさに差別される。そして女性の機能が従軍慰安婦のような形で男性につかわれる時、その性は文字通り恥辱の中におかれるものとなる。この時点になってわれわれは男並み平等の無意味さを知らされる。「産む産まない権利を女性の手に」という主張によって女性性を強調することは、男女間の差別を解消するものとはならない。

第2部 性別役割分業とは何か

第5章 性別分業と家族

男女の平等にとって最大のネックは性別役割分業にあると考えられている。男女の性機能が違うことで家族は成り立つことになる。さらに人々は人間関係に基づく愛情の組織として「家族」を最も大切なものとする。これまで子どもを生み育て、生活を継続することで家族は維持されてきた。そのために「男は外、女は内」の性別役割分業はある程度その保持を必要とするものであった。にも拘わらずそのことが差別となるのは、それが経済的自立の有無によって男女を区別するからである。それは貨幣経済的価値の量的差によって差別を作りだすものとなった。

本来性別役割分業は自然発生的なものであり、男性は狩猟の働きで、女性は家事や栽培の働きで、それぞれの主人公となるとされたが、女性がより安定性のある栽培の仕事を男性に譲り渡したことが女性の世界史的敗北とされる。そして社会的分業は私有財産を生み出し、それは男性の子孫に委譲される。男女の差は貨幣経済的価値の獲得の差につながっていく。

さらに家族が情愛の装置であることは家族を権力装置に転換せしめる。家族のメンバーが家族がいることで自分の意のままにならない行動の制約を権力と捉え、この意のままにならない制約を受けるのが女性の方に多くあらわれるとされる。しかし不本意な行為の選択を権力と捉えることは権力を相対化するものとなり、このような意味での権力の作用は家族のみに課されるものではなく、われわれは社会に生きる人間として不本意な行為にさらされることは不可避となる。相対化された権力に対してわれわれはそれを排除する方法を持たない。それは家族にのみ限られた問題ではなくなる。

第6章 家父長制の再発見

本来家父長制は極めて歴史的な概念であるが、フェミニズムの捉える家父長制はその再発見とされる。バウハーフエンは母権制の存在を主張するが女性が男性を支配したという意味での母権制はなく、それは母系制と同義にみられてきた。その後マリノウスキーとブリフォールトの間に論争が生じ、ブリフォールトは私有財産を生み出すような経済条件が発達したことで、その保持を図る家父長制が生じたとみている。そこでは生殖機能による女性の優越性よりも生産機能に基づく男性の優位が強調されるものとなり、女性が生産の中心を男性に譲るのは男女間の弱肉強食関係にほかならないと思われる。

ハートマンは現在の男性優位の社会を家父長制と捉え、それは女性を支配する物質的基礎を持つとされる。男性は労働市場で女性より高い賃金を得ることが出来、女性は家庭の責任の重さから労働市場では低く扱われるとされるその実態の何故は説明されない。男女間の貨幣経済的価値の獲得の差は家父長制では説明されない。家父長制はその分析概念としての有効性をしめしていない。貨幣経済的価値の獲得の差はその生産様式と関わるものであり、資本主義体制は家父長制の近代化された形態と極論する上野の説明も曖昧である。

他方家父長制の歴史性を否定し、いまここで生じている差別現象そのものを家父長制とみる江原由美子の主張があるが、いまここで生ずる現象についてその歴史的経過を辿ることが重要である。いまここで生ずる差別は単に女性であるが故ではなく、女性が貨幣経済的価値の獲得から排除されるが故である。

第3部 家事労働とは何か

第7章 二種類の生産と家事労働

目下のわれわれは物質的生産を行うことによって家族を単位とする生活を維持している。そしてさらにその生活の継続を生殖作用をもって行っている。つまりヒトの生産である。そこでわれわれはその生活において二種類の生産を行うとされる。種の繁殖を生産と捉えることについて、社会の発展を基礎付ける物質的生産とヒトの生産を並べる二元論には批判がある。マルクスの主張で飲むこと、食うこと、着ること、産むことなどを通して人間は生きているのであり、この動物的諸機能が歴史的な大前提であったが、後にそこから産むことが外されることになったことが批判される。しかしわれわれは飲んだり食べたりは人間の生きる手段であるのに対して、産むことは人間の生きる目的となることによってこの区別は大変重要なものとする。

歴史の発展は産むことを生産の手段にすりかえてしまっている。ヒトは生産のために提供される手段となり、ヒトの生産を果たす役割が家事労働によってなされることになった。社会はこの未来の労働力の再生産なしには存続しえないにも拘わらず、この社会的有用性は経済的価値評価をもちえない。要するに家事労働はタダである。家事労働の中でも掃除、炊事、洗濯といった類の作業を第三者に委託する場合は、その対価を支払わなければならない。そこでリア・ローザ・ダラ・コスタは家事労働に賃金をと提唱するが、家事労働の経済的価値がどこからかひねりだされる訳ではない。家族を維持することを前提とすればその構成員の誰がどれだけ稼ごうとその差は問題にならない筈であり、その家族を作るが故に経済的量の差を生み出しているのだが、男女は男一般と女一般の対比において対等でなければならないし、その対等性は貨幣経済的価値の量の対等性をもって計られることになる。

第8章 賃労働と家事労働

女性は生産労働としての賃労働から排除されることで抑圧されていると考えられている。そして稼いだとしてもその量の差が男による女の支配を強めることになる。家族には世帯内にいる他の者全部を治める家長の権威という意味があるとされ、男性はその経済力を盾に他を支配したとされる。その支配の中に女性の性を支配する力も含まれる。ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタは家族の中で女性は愛の労働の名のもとに夫に性を売る役割を担うとする。彼女は売るという表現をとるが、その経済的価値が示された訳ではない。妻が四六時中家事労働に縛られる抑圧は奴隷のそれよりきついとみられるが、外で働くことで受ける抑圧と家で束縛される抑圧の両方を受ける女性の方がもっと厳しい状況におかれることになる。

ここに労働そのものを身体性の搾取とする見方が登場する。小倉利丸はあらゆる行為が労働とみなされることで、労働の搾取の意味が減少するとする。この意味では「たとえば失業者は自らが労働市場から排除されることによって他者の雇用を維持し……失業者であるという社会的役割を果たしているだけで労働を支える資本の体制に寄与し……彼／彼女は失業という労働を遂行している」ことになる。しかし労働を如何なる形で捉えてもそれが貨幣経済的価値をもたない限り今日の社会では意味をなさないのであり、男性の賃金水準を大幅にカットし、それを女性に再配分することで男女間の平等が成り立つとはいえない。「だれでも生活するうえで必要なものは平等に保障されるべき」といわれても、様々な種類の働きが公平に分配されることは凡そ不可能で、人々は3K的労働は避けたがることになるであろう。

第9章 家事労働の無償性

経済的自立が男女平等の前提条件だとしても経済的自立を得ることが女性にとってそれほど容易なことではない。女性はそれと共に労働力の再生産としての生殖作業を果たす必然性を課せられる。家事労働の無償性について一つに家事労働が夫によって搾取されるが故に無償になるという見方がある。家事労働がタダになるのは「その労働による資産、つまり労働の『有用』性やその成果にたいして、見返り、対価としての資源が還元されないということ」によると捉えられる。この主張では労働への見返りはモノやカネであがなうことであり、それをしないことは横領となる。しかしここでは家事労働の有償性は証明されていない。本来その労働によって自分の手に入るべき価値が他人の手に渡ることは搾取であるが、もともとタダのものに対する搾取は成り立たないと考えられる。さらに家事労働の搾取を能力の搾取として、それが夫に搾取されるとする考え方も示されるが、妻が持つ能力を社会的労働に発揮しないことは社会的損失であるが、夫が搾取するからその能力が発揮されないのではない。

このような家事労働論に対して「家事労働の無償性は、それが夫によって対価、見返りを支払われない点にではなく、家事労働が社会的に必要な労働の一部をなすにもかかわらず、資本主義のもとでそれがそのようなものとして評価されないことにある」という反論がある。しかしここでも評価すべきは評価するといっているだけで、その評価がどのようにして可能となるかは説明されていない。

第10章 労働力の生産と家事労働

本来種の繁殖は人間社会そのものの存続を図る目的として行われるものであり、物質的生産とは区別されるものであったが、人間が生産体制の中に組み込まれて労働力商品という性格を

与えられることになり、人間の平等は貨幣経済的価値の平等において捉えられるものとなる。この意味で家族はヒトを生み出す組織となるが、生み出されたヒトの生活が維持されるために、ヒトは生産活動を必要とし、労働力を売って得た貨幣経済的価値で生活するヒトの生活は市場原理に基づく生産形態において維持される。にも拘わらず家族は市場から離れたところにいるように見え、家族が労働力を生み出すための費用は明確な計算方法を持たない。

ここに生じてくるのが自由財としての家事労働という考え方である。マルクスによれば、労働力の価値は労働力という商品の再生産に必要な生活手段の購入に見合う労働時間によって規定される。ここでの労働力はそれを提供する一個人の労働力に限られたものとなる。その労働力の再生産に必要とされる家事労働については、それが妻によって提供されるための家事労働力の再生産については全く考慮されない。考慮された場合でも最低限の食いぶちが夫の賃金に含まれるとされるだけである。この家事労働は労働力の再生産に際して何度でも投下され、そこには計上される損耗がない。故にその費用はタダである。これを自由財という。この家事労働が未来の労働力の再生産のためになされる場合、子どもが労働力に成長するための費用を誰がどの位支払うことになるのかは全く説明されないものとなる。

第4部 家族とは何か

第11章 家族の諸側面

家族には三つの側面があると考えられる。制度としての家、経済的機能としての家族、情愛の展開される家庭である。制度としての家についてはそれほど古代まで遡らせるものではない。むしろ日本では明治民法により制定されたとする主張がある。あるいは十六世紀のイギリスでは、妻の財産の処分を行う権利は夫にあるという家父長制的関係が保持されていた。

次に家から区別される家族について考える。差別の根源としての性別分業を廃棄するため「女性も職業を持ち、男性も家事を分担する」ことに単純化される家族のあり方は経済的自立を前提とするものとなるが、子どもの出生に関する女性の家事労働の負担の大きさは家事労働の折半では解決されない。全体から個人が奪ったという意味の私的所有 *propriete privee* はこれ以上分割出来ないという意味を持つ個人 *individual* と同義となり、個人所有 *individuelles Eigentum* は家族を単位とする所有と解されることになる。家族が経済単位として生命の維持のための生産と消費をおこなうことになったのである。女も職業を持ち、男も家事労働を分担するだけでは両者の関係は平等を生み出さない。

そこに生ずるのが家事労働の否定としてのシングル単位の主張である。性別役割分業を固定化することで家事労働の負担に喘ぐ女性を解放するというのがシングル単位の生き方になるというのだが、このことは自分の食いぶちは自分で稼ぐという経済的自立を前提とし、子どもを生みたければ生めばよいし、二人で暮らしたければ暮らせばよいという単純化された暮らし方をもとめるものとなり、女性は子どもを産むことを捨てはしないということになる。しかし女性にとって子どもを産むことは捨てられない意志の問題として機能するのではなく、捨てることの出来ない必然性のもとに機能するのであり、子ども育成の負担は女性に大きく、子どもの育成の社会化はその経済的費用の問題を考えるとそれほど単純ではなくなる。

第12章 高齢社会の中の家族と女性

日本は急速に高齢社会へと進み、老人介護のあり方が焦眉の問題となっている。これまでは

老人の介護は妻や嫁の立場の女性にのみ課されることでもされてきた。夫による妻の労働力の支配は家族内の老人介護と家事労働を妻、あるいは嫁に強制する仕組みとして現れる。女性の経済力の有無に拘わらず、女性は老人介護の担い手とされてきた。しかし女性の経済活動への参加が活発化し、労働の女性化という現象が顕著になったことで、老人介護問題は社会化することになった。さらに女性が老人介護を回避し、家族を構成せずに自分の老後を社会保障に依存しようとするれば、その保障の担い手は誰になるのだろうか。この保障のために未来の労働力の再生産が求められ、積極的な少子化対策が取られようとしている。子どもの育成の費用については未来にそれをカヴァする働きが期待できるが、経済効率優先の社会では老人介護はムダな費用の支出ということになる。益々増大する老人介護のため、日本は介護保険制度を生み出したが、それへの対応のため必要とされるヘルパーであるが、安い労働力としての女性がその対象であり、介護の担い手を女性にすることに余り変わりはない。女性の多い職場の賃金体系は男性のそれより低いという状態は男女平等が進んでいるとされるスウェーデンでも見られる現象であり、男女平等問題の根の深さが窺える。とはいえ福祉政策について両国の間に大きな格差があることは否めない。ただ問題はスウェーデンでは女性もキャリアを積むことに経済的問題がないので、誰でもキャリアを積んで働くことが出来るといわれている。キャリアをつみ、家庭を無視して働くことで女性は男並みになれる。平等の問題が男女同じことをすることに還元されてしまうところでは平等の確立を不可能にしてしまう。

第5部 個人の尊厳とは何か

第13章 マリー＝クレール裁判の意味するもの

——フランスにおける妊娠中絶裁判をめぐる——

男女が同じことをすることに還元されない平等を求めようとする、その行き着く先は個人の尊厳ということになる。性関係を強制された女性が非合法的に妊娠中絶を求めたことが罪に問われたフランスの事件である。それはまさに女性にのみ課された犯罪となる。ショワジール委員会に名を連ねた著名人の女性達はこの裁判の証人として、女性の権利を求めて中絶禁止への反対を表明した。ここには幾つかの問題が含まれる。なかでも中絶をめぐる人間の尊厳問題は大きい。ここでの検事の論告は中絶によって胎児を闇に葬ることは優れた人格の否定につながるという論法で中絶に反対する。しかしこの場合中絶を求める女性の人権はどうなるのだろうか。さらに中絶を行った女性を不幸せとする見方も出てくるが、中絶がすべての女性に不幸をもたらすとは言い切れない。産む産まない権利を女性の手にと主張しても、中絶は女性にのみ課された問題であり、母性を持つ女性は重い課題を背負うことになる。中絶の基準は胎児が優れた能力を持つか否かによって決められるものではなく、人間の価値は貨幣経済的価値にのみ還元されるものでない故に悩まされる。中絶をめぐる女性には複雑な状態におかれるが、われわれは経済的自立とは別の次元で個人の尊厳を求めなければならない。

第14章 家族の機能と生命の倫理

現代社会は生殖に関して革命といわれるほどの技術を開発するに至った。男女の性関係を前提としない様々な受精卵を作り出すことで母性を分離した子どもの出生が可能になった。女性を不妊の悩みから解放すべく行われるようになった体外受精の技術は、今、よりよい質の子どもの出生へとその目的を変えつつあるように思われる。このようにして生まれてくる子どもと

親、特に母親との関係はどのようなものとなるのであろうか。例えば母親の胎教という問題に何ら影響はないのだろうか。

自然の摂理としての子どもの出生に人為的操作を加えることは神への冒瀆として禁止されてきたのだが、血の繋がりをもって作られてきた親子関係とは何かを改めて問い直させるものとなった。経済的自立を求める女性がそれにとって障害となる子どもの出生を他の女性に依存する状況は、頼む側の女性の豊かさと頼まれる側の女性の経済的貧困を対立させるものとなっていて、女性の解放をもたらすものとはならない。

夫以外の男性から精子の提供を受けるAIDによる妊娠は体外受精よりずっと早くから行われてきた生殖技術であるが、そこに父親としての実感に悩む男性がおり、又代理母となる妻を持つ男性は妻の子宮を十ヵ月貸すだけだと割り切ろうと努力する。このような状況は家族における親子の関係を全く作り変えてしまうかもしれない。われわれはそれが神の摂理から離れば離れるほど子どもに対する責任の重さを感じなければならぬだろう。われわれはこの技術がナチズムに利用されなかったことに胸を撫で下ろしたというナイジェル・コルダの言葉に心するものでなければならない。

論文審査結果の要旨

本論文は、家族に焦点をあわせつつ、男女の平等のあり方に関する理論的諸問題を検討したものである。本論文は、五部一四章に編成されている。

「第一部 男女平等とは何か」は四章から構成され、そこでは、内外の多くの研究に批判的検討を加えつつ、家族をめぐる男女平等にかかわる理論的諸問題が、包括的に摘出されている。まずその「第一章 男女平等の問題点」では、男は仕事女は家庭という性別役割分業が、男の社会的労働を経済的に価値ありとし、家事を無償労働であるとみなすことによって、男女の差別を生みだしているゆえんが、理論的に検討されている。「第二章 女子差別撤廃条約とフェミニズム・イデオロギー」では、女子差別撤廃条約の施行と関連して、フェミニズムの系譜が整理されている。上野千鶴子によれば、フェミニズムは①社会主義婦人解放論、②ラディカル・フェミニズム、③マルクス主義フェミニズムに限定されるが、これに著者はさらに、人権に基づく平等思想を生んだ④近代フェミニズムと、⑤エコロジカル・フェミニズムとをくわえ、それぞれの理論的問題点を摘出している。「第三章 市民運動とフェミニズム」は、フェミニズムが実践的な運動として強調されているにもかかわらず、固有の社会運動として展開されてこなかった理由を問題としている。「第四章 個人と家族と平等」では、性別役割分業の固定化が、なによりもまず家族のなかで明確となっていること、だが女が男並になることによって、平等実現に結果しないことが、理論的に考察されている。

以上の総論的検討をうけて、「第二部 性別役割分業とは何か」では、性別役割分業と家父長制との関連が、理論的に追究される。「第五章 性別分業と家族」では、エンゲルスらに依拠しながら、性別役割分業が、差別と支配－被支配の関係に転化する根拠が追跡されている。さらに「第六章 家父長制の再発見」では、上野千鶴子や江原由美子らのフェミニズムが、西洋のフェミニストに学んで家父長制を再発見したとされているが、フェミニズムの家父長制概念は、ウェーバーの伝統的支配に位置づけられている家父長制概念とは異なり、正確な歴史的

規定を欠いており、分析概念としても整備されていないと批判する。

さらに「第三部 家事労働とは何か」は、家事労働の性格を理論的に確定する試みとなっている。「第七章 二種類の生産と家事労働」では、初期マルクスの生産概念の検討から、二種類の生産概念、すなわち人間の生産と物の生産とをとりだし、家事労働には、人間の再生産、すなわち出産と育児も含まれていると指摘する。だがマルクスには、家事労働を分析する視角が欠落している。著者によれば、マリア・ローザ・ダラ・コスタは、家事労働への賃金の支払いを要求しているが、家事労働の価値の対価が、どのようにして測られ、どのようにして支払われるかは、明らかでないという。そこで著者は、「第八章 賃労働と家事労働」と「第九章 家事労働の無償性」、「第十章 労働力の生産と家事労働」を通して、生産労働と家事労働とのちがいに光をあてようとしている。ここでは、第一に、研究史上、まだ家事労働について説得的な理論的規定が与えられていないこと、第二に、労働力商品再生産のための家事労働の価値を測定する方法が、まだ見出されていないこと、したがって第三に、家事労働の有償性は説明されていないこと、総じて家事労働について、経済学的方法によって特質づけることが困難であること、これらの諸点が詳論されている。

「第四部 家族とは何か」では、男女平等との関係で、直接家族のあり方が論じられている。「第十一章 家族の諸側面」では、制度としての家、経済的機能としての家族、情愛の展開される家庭、この三つの側面から、家族をめぐる人間関係が検討される。ここではとくに、たとえば女性が経済的に自立したとしても、労働力の再生産をになう生命の生産＝出産の負担の大きさがなくなることが指摘され、これに対抗してシングル単位の生活を選択する女性の問題が、分析されている。さらに「第十二章 高齢社会の中の家族と女性」では、高齢社会化が進行するなかで、老人介護を女性に負わせている現状が分析される。それは、妻や嫁の立場への要請であるにとどまらず、ヘルパーとしても、安い労働力として女性を利用していることが、問題とされている。

男女が同じことをすることによっては解決されない男女間の不平等の問題は、結局は「個人の尊厳」という問題に行き着く。こう考えた著者は、本書の最後に「第五部 個人の尊厳とは何か」を問う。その「第十三章 マリー＝クレール裁判の意味するもの——フランスにおける妊娠中絶裁判をめぐる——」では、フランスにおける中絶論争を紹介しながら、経済的自立によって解決することができない、女性の人権と個の尊厳が論じられる。ここではとくに、貧困に悩まされている女性のみを妊娠中絶禁止法違反で告訴している現状が問題とされるとともに、より一般的に、女性の「産む権利産まない権利」の確立だけでは、男性の権利が考慮されないと言う問題も、検討されている。「第十四章 家族の機能と生命の倫理——生殖革命の意味するもの——」では、近年の不妊治療技術の発達によって登場した、いわゆる「試験管ベビー」、代理母、AID（非配偶者間人工授精）、胎児診断などのもつ生命倫理の問題が、フランスの事例をもとにして考察され、家族の変質が論じられている。ここで著者は、胎児診断技術が、障害児を中絶するという選択肢の是非にまで、考察を加えている。家事労働のなかに生命の再生産をもふくめようとする著者の視角は、こうして生命倫理の問題へと、射程を延ばすことにつながっている。

本論文は全体として、内外の研究文献を広く渉猟し、家族をめぐる男女平等を考えるさいに検討しなければならない理論的諸問題を、包括的に考察するものとなっており、この研究分野の今後の展開に寄与するところ、大なるものがある。

以上の理由から審査委員会は全員一致して、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断した。